



育児休業手当金の給付延長について知ろう

短期給付係
(082)513-4957

育児休業手当金は、育児休業を取得し給料をもらっていない期間、収入を補う目的で支給される給付のことで、原則として育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）まで支給されます。しかし、法務省令で定める要件に該当する場合は、1歳6か月に達する日まで（最長2歳まで）延長して受給することができます。

●育児休業手当金の支給が延長できるのはどんなとき？

育児休業に係る子が1歳（再延長の場合は1歳6か月）の時点で、**職務に復帰する予定であったのに、次の理由に該当するために職務復帰ができなかった場合**に、育児休業手当金の延長の申請ができます。

1歳の時点と1歳6か月の時点で、支給要件を満たす必要があります。



- ・育児休業に係る子について、保育所への入所（＝復職）を希望しているのに入所できない場合
- ・配偶者が育児休業を取得し、自分は復職する予定であったが、配偶者の死亡・婚姻の解消・別居等により復職できなくなったとき

●保育所への入所を希望しているのに入所できない場合について

延長要件の中で、最も多いお問い合わせですが、次の点に注意してください。

育児休業に係る子が**1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）**までを保育所等の入所日として、**1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）**までに申込みを行ったが保育が実施されない場合が延長対象です。

育児休業開始	1歳の誕生日	1歳6か月	2歳の誕生日
	保育所に入所できない期間	保育所に入所できない期間	
<p>入所希望は1歳の誕生日の前日までに申し込む必要があります。保留通知の日付と入所希望日の日付は誕生日以前である必要があります。</p> <p>1歳の誕生日以降に入所を申し込むと、支給延長対象にならないため、注意してください。</p>	<p>1歳6か月から2歳までの支給再延長を希望する場合は、入所希望は1歳6か月になる前日までに申し込む必要があります。保留通知の日付と入所希望日の日付は1歳6か月になる日以前である必要があります。</p> <p>※1歳時点での支給延長が認められた場合のみ再延長が可能です。</p>	<p>保育所の入所保留状態で支給延長が決定した場合でも、入所希望の取り下げを行わないでください！復職の意思がないと認められると、支給延長できなくなってしまいます。</p>	

●支給要件に該当しない事例

入所希望日を、1歳の誕生日を過ぎた日付にしている場合

保育所への入所が決定したとき（復職となるため、支給対象外です）

保育所への入所を辞退したり、**入所希望の取り下げ**をしたりしたとき（復職の意思がないと判断されます）

保育所への入所申込において落選希望であることが明らかとなるとき



気をつけることがたくさんあるんだね！